

国民健康保険税条例（例）の改正概要

条例(例)	対応する法令	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703の4 令56の88の2	○ 規定の整備 ※ 不備（「並びに」）の修正。
第3条 【国民健康保険の被保険者に係る所得割額】	法第703の4	○ 規定の整備 ※ 規定の明確化。
第4条 【国民健康保険の被保険者に係る資産割額】	法第703の4	○ 規定の整備 ※ 規定の明確化。
第5条（第4条） 【国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額】	法第703の4	○ 規定の整備 ※ 規定の明確化。
第5条の2（第5条） 【国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額】	法第703の4	○ 法律・政令改正にあわせて改正 ○ 規定の整備 ※ 所要の規定の整備。 ※ 規定の明確化。
第6条 【国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額】	法第703の4	○ 規定の整備 ※ 不要な規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」）の削除。
第13条 【納税義務の発生、消滅等に伴う賦課】		○ 法律・政令改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
第23条 【国民健康保険税の減額】	法第703の5 令56の89	○ 法律・政令改正にあわせて改正 ○ 法規定の新設にあわせて新設 ○ 規定の整備 ※ 未就学児の被保険者均等割額の減額について規定。 ※ その他所要の規定の整備、規定の明確化。
第23条の2 【特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法第703の5の2	○ 法律改正にあわせて改正 ○ 規定の整備 ※ 所要の規定の整備。
附則2項 【公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附則35の5 令附則18の8	○ 法律・政令改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則3項 【上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法附則35の6	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則4項 【長期譲渡所得に係る国民健康保険	法附則36	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。

税の課税の特例】		
附則 6 項 【一般株式等に係 る譲渡所得等に係 る国民健康保険税 の課税の特例】	法附則 37	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 7 項 【上場株式等に係 る譲渡所得等に係 る国民健康保険税 の課税の特例】	法附則 37 の 2	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 8 項 【先物取引に係る 雑所得等に係る国 民健康保険税の課 税の特例】	法附則 37 の 3	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 9 項 【土地の譲渡等に 係る事業所得等に 係る国民健康保険 税の課税の特例】	法附則 35 の 7	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 10 項 【特例適用利子等 に係る国民健康保 険税の課税の特例】	外国居住者等所得 相互免除法第 9 条、第 13 条及び第 17 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 11 項 【特例適用配当等 に係る国民健康保 険税の課税の特例】	外国居住者等所得 相互免除法第 9 条、第 13 条及び第 17 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 12 項 【条約適用利子等 に係る国民健康保 険税の課税の特例】	租税条約等の実施 に伴う所得税法、 法人税法及び地方 税法の特例等に関 する法律 3 の 2 の 3	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。
附則 13 項 【条約適用配当等 に係る国民健康保 険税の課税の特例】	租税条約等の実施 に伴う所得税法、 法人税法及び地方 税法の特例等に関 する法律 3 の 2 の 3	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 所要の規定の整備。

※法律又は政令の改正にあわせた改正以外は原則公布日施行